

浦添市立仲西中学校いじめ防止基本方針

この基本方針は、いじめが、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであること、また、「いじめはどの子供にも、どの学校、どの学級でも起こりうる」という考えに基づき定める。

1. いじめの定義

(1) いじめ防止対策推進法 第2条第1項

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(2) 基本理念

いじめは、全ての生徒に関係する問題である。いじめ防止等の対策は、全ての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

また、全ての生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児生徒が十分に理解できるようにすることを旨としなければならない。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、県、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

(3) 「いじめ」の判断

○ 「いじめ」に当たるか否かの判断は、いじめられた生徒の立場に立つ。	
○ いじめは、「心身の苦痛を感じているもの」と定義するが、多様な態様があることに鑑み、それだけに限定しない。 例① いじめられていても、本人がそれを否定する場合。 例② ネット上で悪口を書き込まれているが、本人が気づいていない場合。	左記の例に関しても、加害行為を行った生徒に対する指導等については法の趣旨を踏まえた適切な対応が必要。
○ けんかやふざけ合いであっても、いじめに該当するか否かを判断する。	見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目する。
○ いじめの認知は、生徒支援委員会を活用して行う。	教職員がいじめを抱え込まず、かつ、学校のいじめへの対応が個々の教職員による対応ではなく組織として一貫した対応をとる。

具体的ないじめの態様（沖縄県いじめ防止基本方針より抜粋）

- ①冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ②仲間はずれ、集団による無視をされる
- ③軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ④ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ⑤金品をたかられる
- ⑥持ち物を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ⑦嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ⑧パソコンや携帯電話で、誹謗中傷や嫌なことをされる等
- ⑨性的いたずらをされる

犯罪行為として取り扱われるべきと認められるもの、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるようなものは、教育的な配慮や被害者の意向への配慮の上で、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取る。

2. いじめ防止・いじめ問題対策に関する組織（教育計画　—　）

（1）組織の名称と構成員

生徒指導（＝いじめ防止対策）委員会					
校長	教頭（2名）	教育相談担当	学年主任・学年生徒指導		
・	養護教諭・生徒指導主事	・	教育相談支援員（必要に応じて関係職員）		

- ①生徒指導（＝いじめ防止対策）委員会は、原則として毎週1回行う。
- ②学年主任は、生徒指導（＝いじめ防止対策）委員会での討議内容・決定事項・支援方針等を確実に学年職員へ連絡する。
- ③連絡事項の伝達の機会はなるべく早く持ち、原則として生徒指導委員会後もっとも早い機会の職員朝会か学年会とする。

（2）組織の役割

- ・ 未然防止の取組
- ・ いじめの相談・通報を受け付ける窓口
- ・ いじめの疑い、生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有
- ・ 年間計画の作成・実行・検証・修正（P D C A × 2）
- ・ 教職員の共通理解と意識啓発（校内研修の企画・実施）
- ・ 生徒や保護者・地域への情報発信と意識啓発（H P掲載、日曜授業参観における周知）
- ・ 定期及び緊急アンケート・面談・聴取等の実施
- ・ いじめの認定
- ・ いじめの被害生徒に対する支援・加害生徒に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携などの対応を組織的に実施
- ・ 重大事態への対応

3. いじめの防止等のための取組

(1) 自己肯定感を高める取組の充実を図る。

- ① 支持的風土づくりの4つのポイントを職員間で確認する。
- ② ボイスシャワーの共通実践を図る。
- ③ 道徳教育・特別活動を要とした学級経営の充実を図る。
- ④ i-check を活用した実態把握。

(2) 教育活動全体を通した道徳活動と生徒会活動を連動させ「いじめ撲滅」に取り組む。(教育計画 -)

- ① 年間計画に全体集会や特設授業などを設定し、いじめの未然防止に努める。
- ② リーダー研修の「HOT ハートプロジェクト」を学級での活動へつなげる。

(3) 生徒会活動と連動させた積極的な生徒指導で絆づくりに努める。(教育計画 -)

- ① 生徒主体の活動としての異学年縦割りの団の取り組みの充実を図る。
- ② 生徒会リーダー研修の取組と生徒主体の学校行事の企画・運営・実践の成功体験を通して、自主的・実践的态度を育む。

(4) 全生徒対象に毎月のアンケートや教育相談を定期的（年2回）を行い、生徒からのサインを見逃さないように努める。

(5) ICT (HP・LINE とロイロノートなど) の特性を活用した相談窓口の設置及び周知と24時間SOSダイヤルの周知に努める。

(6) 生徒と保護者向けに講演会を行い、インターネットやスマートフォンの正しい利用とマナーについての理解を深め、ネットいじめの加害者、被害者にならないように継続的に指導を行う。

(7) 教師間の情報交換を密にし、生徒の実態把握と情報の共有を図る。

(8) 保護者との連携協力と信頼関係を構築し、家庭での生徒の変化を見逃さないようにする。

(9) 生徒指導年間P D C A × 2の作成と着実な実施を行う。

4. いじめに対する措置

(1) いじめと思われる事態を発見又は生徒からの訴えがあった場合は、被害者の立場に立って速やかに事実確認を行う。

(2) いじめの事実が確認された場合は、学年主任、学年生徒指導、生徒指導主事、教育相談担当等と情報を共有し、管理職に報告する。

(3) いじめをやめさせ、再発を防止の取り組みを継続的に行う。

(4) 被害を受けた生徒(知らせたものも含む)には、「学校全体（先生）で守り抜く」という姿勢で対応する。また、いじめを受けた生徒が安心して登校することができるよう、信頼できる人(友人、教員、家族、地域の人等)と連携し、寄り添う体制をつくり、必要に応じて別室登校等の措置を行う。

(5) 加害生徒に対しては、加害生徒が自らの行為を理解・反省し、二度といじめを行わないように促していく。事案によっては、出席停止や警察との連携も含め、毅然とした態度で指導を行う。

(6) いじめをはやし立てる生徒については、自分の問題と考えさせ、いじめを受けている生徒の苦しみを理解させ、いじめは絶対に許されない行為であることに気づかせ、日頃から人権意識を育む。

(7) いじめに当たると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要するわけではない。例えば、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに謝罪し良好な関係を再び築くことができた場合等においては、「い

じめ」という言葉を使わず指導することも考慮する。

- (8) 保護者に対しては、いじめの状況を正確に伝え、今後の対応について十分な説明を行い、協力を得るようとする。
- (9) 被害生徒及び加害生徒の指導後の様子を継続的に観察するとともに、定期的に面談等を行い、いじめが解消しているか確認する。(いじめが発生してから概ね3ヶ月)
- (10) ネット上のいじめ事案に関しては、早急に県警サイバー犯罪対策課(Tel866-0110)、法務局等に相談し、書き込みの削除等、支援を依頼する。

5. 重大事態への対応

(1) 重大事態とは

いじめ防止対策推進法 第28条

学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態(以下「重大事態」という。)に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

(2) 重大事態の発生と対応

①危機対応の3段階

- ア) 事前対応 あらゆる危機の危機の発生を事前に想定し、危機の発生を未然に防止するための予防的対策。
 - イ) 発生時対応 危機発生直後に危機の被害を最小限に食い止め、迅速に危機を解決し、危機以前の安全な状態を早期に回復するために講ずる緊急の対策。
 - ウ) 事後対応 危機が一応おさまった段階で、危機を安全に解決ないし克服するための中・長期的な対策を含め、2次被害や危機の再発防止へ向けての対策、さらには、危機の体験を通して得た教訓を生かした危機教育活動等。

②危機レベルの判断について

- ア) 個人レベルの危機：教師や保護者及び専門家等による当該生徒及び教職員への個別の危機対応の支援を要する。
 - イ) 学校レベルの危機：学校の教職員、生徒、保護者を含めた全体の協力体制のもとでの危機対応を講ずる必要がある。
 - ウ) 地域社会レベルの危機：学校の救援専門機関や地域社会の人々との迅速な連携の基に支援を要請し対応する。

③危機対応の目的

- ア) 生徒及び教職員の生命や心身の健康・安全を守ること
 - イ) 迅速・的確な対応で被害を最小限に抑え、学校の日常の機能を保つこと
 - ウ) 学校・教職員と生徒・保護者・地域社会等の信頼関係の向上を図ること
 - エ) 危機の体験から学んだ貴重な教訓を学校教育へ積極的に生かすこと

④学校危機対応のポイント

- ア)迅速かつ的確な初動対応
- イ)指揮系統の明確化
- ウ)情報集約・情報管理の徹底
- エ)情報の共有と役割分担の明確化
- オ)保護者・関係機関等との密接な連携

⑤学校危機・トラブルの誘因や原因

- ア)教職員による不適切な発言や文書
- イ)担任や部活動顧問による問題の抱え込み
- ウ)初動対応の遅れ
- エ)特別指導のあり方
- オ)保護者との話し合いや対応

⑥危機対応の基本的な流れ

- ア)事件・事故対応のための基本的組織

本部長：校長
副本部長：教頭
部員：関係職員

イ)危機対応の基本的な流れ

①危機発生時対応

事故発生→校長・教頭に連絡→対策本部の設置

【活動内容】

※生徒の安全確認 ※事実の確認 ※当該保護者への対応
※関係機関への対応 ※事実の記録(時系列でまとめる) ※P T A役員への報告
※対策の検討(教職員への報告と情報共有)迅速で適切な指示・判断と人員の配置等

②危機事後対応

対策本部→全教職員→保護者・生徒

【活動内容】

※生徒宅への家庭訪問
校長(教頭)、学年主任、学級担任などができるだけその日のうちに、誠実な対応を行う
※児童生徒全体への対応(・不安感の解消に努める・心のケアを行う)
※P T Aへの対応(役員会・理事会・臨時総会開催等の判断)
※地域への対応(必要に応じて、自治会長等への連絡)

③事後の継続的な対応

※個別的な児童生徒への指導 ※日常の指導の再確認
※再発の防止 ※当該保護者等の心のケア

⑦危機対応のチーム(クライシス・レスポンス・チーム) C R T

◎チーム編成について

- ※事故発生時にはキーパーソンがそろっているとは限らない
- 校長・教頭・教務主任・生徒指導主事・養護教諭・他
- ア)通常の校務分掌とは別に、その場に応じて編成する
- イ)いろいろな事例を想定しながら、定期的に模擬訓練(シミュレーション)しておくことが大切である
- ウ)教職員は、複数の役割が担当できるように心得ておく

◆危機対応チームの役割

①代表

- ・チーム内のあらゆる会議を取り仕切る
- ・メンバーからの要望に対して必要な理論的サポートを行う
- ・教育委員会と連携を図る
- ・メディアに対する唯一の窓口になる
- ・教員、生徒、保護者に対する文書、報道発表、学校に情報提供や報告を求められた場合の準備をする
- ・教職員の健康チェック

②記録・調整

- ・代表の補佐をする
- ・学校内で起こっている情報を全て把握しておく
- ・学校が活動している間の教職員間の連絡手順を作成する
- ・いつ、何を決定したのか記録する
- ・当該学年担当者と授業時間等の調整をとる
- ・保護者(全体、PTA役員)への連絡と支援の要請をする

③現場指揮

- ・生徒の動きを各機関と調整し、避難計画等を作成し、その総指揮をとる
- ・これから起こりうる状況に対する予防策を練るとともに、現状の困難な状況の解決方法を確認する
- ・警察などの外部機関との連携を図る
- ・学年集団(教職員)をサポートする

④連絡調整

- ・電話連絡網を揃え、すぐ使えるようにする
- ・学年、学級の生徒達の安全確認と対応にあたる
- ・保護者(個別)との連絡をする
- ・教室で児童生徒の心のケアにあたる

⑤ケア

- ・生徒の状況などを把握する
- ・被害者の救急処置と心のケアにあたる
- ・二次被害の発生を防ぐための助言をする
- ・カウンセリングの必要な範囲と程度を把握する
- ・救急の医療機関や精神保健センター、カウンセラー等の外部機関との連携を図る

⑥事務

- ・教職員間の連絡と補助に徹する。
- ・臨機応変な対応をする。

6. PTA及び関係機関等との連携について

学校基本方針等について地域や保護者の理解を得ることで、地域や家庭に対して、いじめの問題の重要性の認識を広めるとともに、家庭訪問や学校通信などを通じて家庭との緊密な連携協力を図る。例えば、学校、PTA、地域の関係団体等がいじめの問題について協議する機会を設けたり、学校運営協議会を活用したりするなど、地域と連携した対策を推進する。より多くの大人が子供の悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と家庭、地域が組織的に連携・協働する体制を構築する。

7. 学校の取り組みに対する検証・見直し

学校評価やいじめ防止対策委員会で、学校全体でいじめ防止の取り組みが適正に行われているか検証を行い、実効性のある取り組みとなるようにする。

8. チェックリスト（学校用・生徒用・保護者用）

【学校用】学校におけるいじめ発見のためのチェックリスト

- 遅刻、欠席、早退、遅刻ぎりぎりの登校、時差登校などが増える。
- 忘れ物が多くなり、学習意欲が低下してくる。
- 表情がさえず、うつむき加減である。
- 活気がなく、おどおどしたり、表情が暗く周囲を気にしたりする。
- 机、椅子、カバンなどが壊されたり、散乱したりしている。
- 授業開始前に学用品、教科書、体育着などが隠されている。
- 学用品の破損、ノートに落書きがある。
- 授業中、誤答に対して皮肉や笑い声が繰り返し起こったり、正解に対して、冷やかしやどよめきがあったりする。
- その子を誉めると嘲笑が起こったり、しらけたりする。
- その子どもの隣に誰も座りたがらない。
- 周囲の子がその子の机や椅子に触ろうとしない。
- 黒板や机等にあだ名や「〇〇死ね」などの落書きをされる。
- 用事がないのに職員室の様子をうかがったり、周りをうろうろしたりしている。
- 保健室への出入りが増え、始業のベルが鳴っても教室に戻ろうとしない。
- 休み時間は一人でトイレなどに閉じこもったり、授業に遅れて入ってきたりする。
- 休み時間や放課後に一人でぼつんとしていることが多い。
- 清掃や給食の片付けなど、仲間の嫌がる作業を一人でしている。
- さほど親しくない友だちと一緒にトイレから出てきたり、遅れて教室に入ってきたりする。
- 理由のわからないケガが多く、その原因を尋ねると「自分で転んだ」と言ったりする。
- 頭痛、腹痛、吐き気をよく訴える。
- 「誰かこれやってくれないか」と言うと特定の子どもの名前が出てくる。
- 係を選ぶとき、ふざけ半分に推薦されたりする。
- 人権を無視したあだ名（「ばいきん」、「〇〇菌」）がつけられ、しつこく言われる。
- 部活動への参加を渋ったり、休みがちになる。
- 日記、作文、絵画などに気にかかる表現や描写が表れる。

【生徒用】いじめに関する自己チェックリスト
☆いじめにつながりやすい意識について自己評価し、考えさせるシート

次の項目について、「Aよくあてはまる B少しあてはまる Cあまりあてはまらない Dまったくあてはまらない」の4つのうち、最も近いものを選んでください。

- 1 ほかの子をからかったり、冷やかすことがおもしろい。
(A - B - C - D)
- 2 ほかの子が間違いをするとおもしろい。
(A - B - C - D)
- 3 ほかの子が成功すると腹が立つたり、気に入らなかつたりする。
(A - B - C - D)
- 4 朝や帰りの会のあいさつをクラスみんなとすることは面倒くさい。
(A - B - C - D)
- 5 人の持ち物を取ったり、壊したりすることがおもしろい。
(A - B - C - D)
- 6 顔や身体、くせ、家庭のことなどを言って人をばかにしたりからかつたりするのが楽しい。
(A - B - C - D)
- 7 ばかにしたりからかつたりしても、かまわないと思っている人がいる。
(A - B - C - D)
- 8 自分の思い通りにならないことがあると、ほかの人のせいにしたい。
(A - B - C - D)
- 9 係活動や清掃などで、嫌な仕事をほかの子にやってもらいたい。
(A - B - C - D)
- 10 遊びや罰ゲームで、ほかの子に恥ずかしいことや嫌がることをさせるのが楽しい。
(A - B - C - D)

【保護者用】家庭におけるいじめ発見のためのチェックリスト

- 学校へ行きたがらない。
- 「転校したい」や「学校をやめたい」と言い出す。
- イライラしたり、おどおどしたりして落ち着きがなくなる。
- 衣服の汚れが見られたり、よくケガをしたりしている。
- お風呂に入りたがらなかつたり、裸になるのを嫌がる。
- 学用品や所持品を紛失したり、壊されたりしている。
- 教科書やノートに嫌がらせの落書きをされたり、破られたりしている。
- 食欲がなくなったり、体重が減少したりする。
- 寝付きが悪かつたり、眠れなかつたりする日が続く。
- 憋いに満ち、表情が暗くなる。
- 部屋に閉じこもることが多く、ため息をついたり、涙を流したりしている。
- 先生や友だちを批判する。
- 親に隠し立てをすることが多くなる。
- 家庭から物品やお金を持ち出したり、余分な金品を要求したりする。
- 親しい友だちが家に来なくなり、見かけない者がよく訪ねてくる。
- 言葉遣いが荒くなり、親や兄弟、祖父母等に反抗したり八つ当たりをする。
- 外に出たがらない。
- 学校の様子を聴いても言いたがらない。
- 電話に敏感になる。
- 友達からの電話にていねいな口調で応答する。
- 不審な電話や嫌がらせの手紙や紙切れなどがある。
- テレビゲームなどに熱中し、現実から逃避しようとする。
- 親の学校への出入りを嫌う。
- 友だちのことを聴かれると怒りっぽくなる。
- 「どうせ自分はだめだ」などの自己否定的な言動が見られ、死や現実を逃避することに関心を持つ。